

# 浜長保険センター安全だより(2月)

平成 29 年 2 月 9 日

浜長保険センター 第 3 号

電話：079-246-2561

FAX：079-246-2571

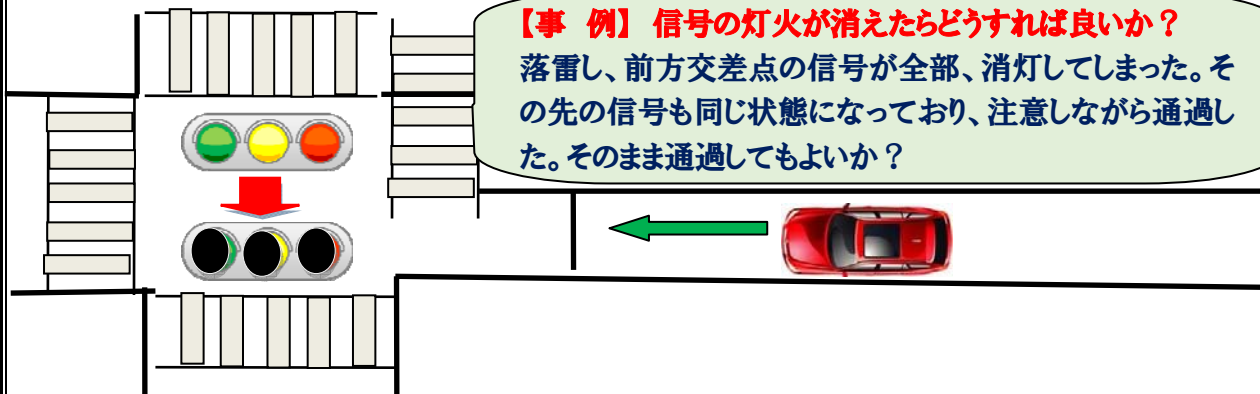


節分には、豆まきをしたり、恵方巻きを食べたてでしょうか？  
アっという間に立春を迎え、これから徐々に本格的な春がやって来ます。インフルエンザも下火になりましたが、風邪など引かないよう健康管理をしながら暖かい春を迎えてください。



## 【事例】信号の灯火が消えたらどうすれば良いか？

落雷し、前方交差点の信号が全部、消灯してしまった。その先の信号も同じ状態になっており、注意しながら通過した。そのまま通過してもよいのか？



## 信号に従う義務

- ① 信号機の表示する信号又は警察官、交通巡視員の手信号に従わなければなりません。
- ② 従わなければならないとは、信号無視の違反をしてはならないという意味です。  
青信号は進行しなくても違反になりませんが、赤信号は停止位置を超えて進行すれば違反になります。

## 信号に従うのは、対面信号です

○対面の信号灯火(赤信号)の玉切れの場合は、停止位置を超えて進行しても信号無視にはなりませんが、左右の道路は青信号であり、自動車、歩行者等が進行しますので危険です。  
青信号になるまで停止しましょう。

## 黄色の点滅の意味

歩行者も車両等も「他の交通に注意して進行することができる」と定められています。  
車両等は「徐行」ではありません。

## 赤色灯火信号の電球が切れ、点灯しなかったが、他の信号は正常に作動していた場合

信号機が設置されていても、故障により正常に信号の表示がなされていない交差点は、その信号機に対面する車両の運転者にとって、交通整理の行われていない交差点にあたりと解すべき。

交差点の手前で徐行、状況によっては一時停止のうえ、左右の安全を確認する業務上の注意義務がある。(昭和45年1月16日福岡地裁小倉支部)

【解釈】一つの信号機は、青、黄、赤と一連の操作の繰り返しによって、法律的効力をもたらすと解すれば、三色のうち一つでもその機能を失ったときは、その信号機の表示は効力を失うと解されています。

青信号、いきなり発進せず、まず交差点内の安全を確認しましょう。